

高度外国人材を巡る最近の動向と 施策について

平成30年3月
厚生労働省

1	高度外国人材を巡る最近の動向	1
2	外国人留学生の就職の現状と支援	10
3	外国人雇用状況の届出制度	13
4	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主 が適切に対処するための指針	16

1 高度外国人材を巡る最近の動向

入管法上の在留資格

在留外国人数: 238.2万人(平成28年末現在)
※短期滞在を除く

就労が認められる在留資格(活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度外国人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等 (平成29年9月1日施行)
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

→ いわゆる「専門的・技術的分野」

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、第三国定住難民等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

※ 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語教育機関の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内(週28時間以内、長期休業期間中は1日8時間以内)で就労が認められる。

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約127.9万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約2.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

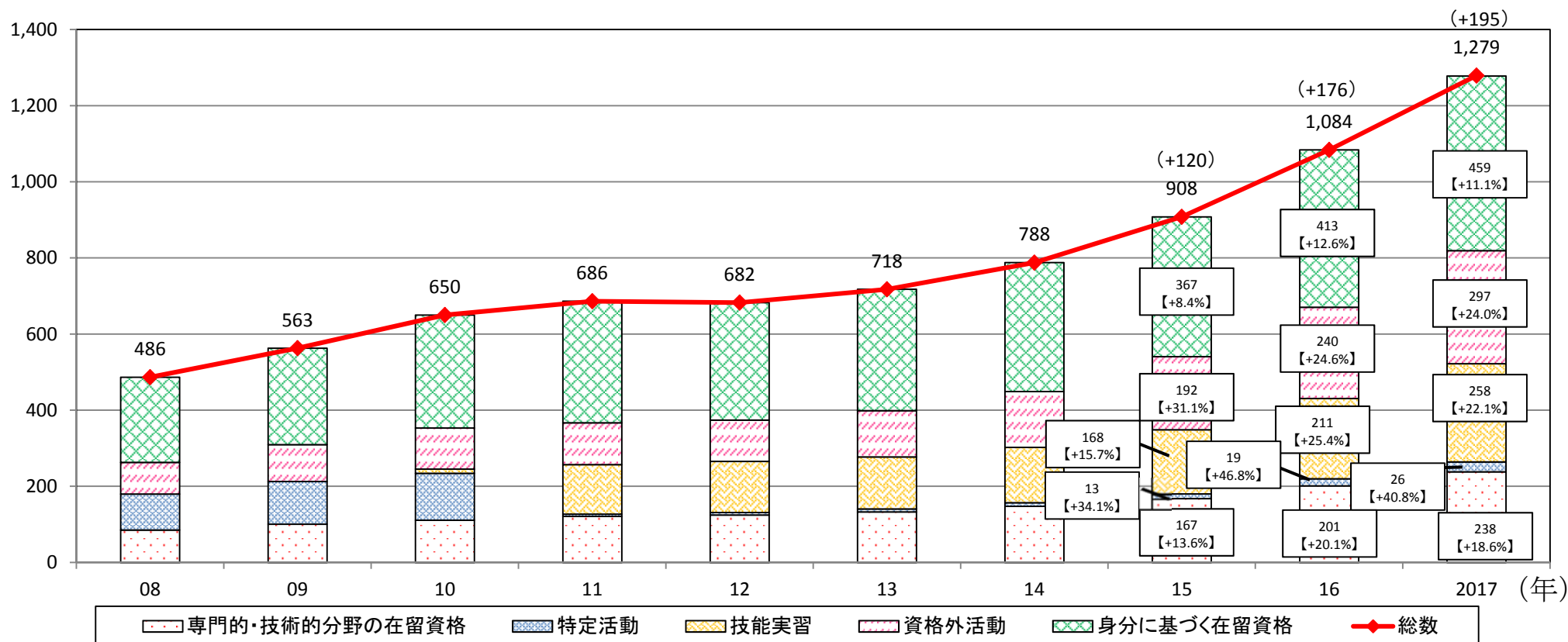
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、平成29年10月末時点で過去最高の127万8670人。
- 平成29年10月末時点で「専門的・技術的分野の在留資格」を有する者は約23.8万人であり、対前年比18.6%増加した。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）」

注1：【】は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

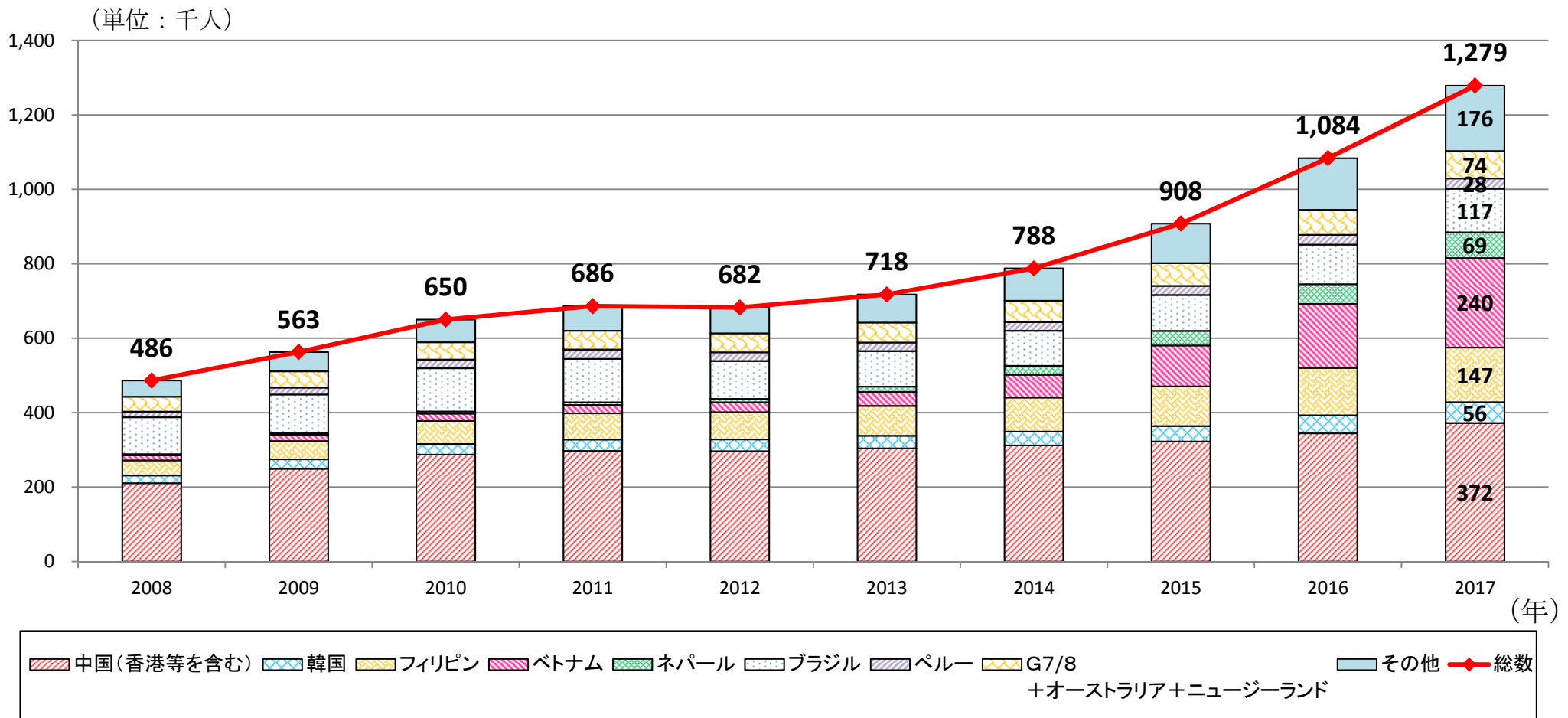
注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則、週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況をみると、中国が最も多く372,263 人で、外国人労働者全体の29.1%を占めている。次いで、ベトナムが240,259 人（同18.8%）、フィリピンが146,798 人（同11.5%）、ブラジルが117,299 人（同9.2%）の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で68,241 人（39.7%）と大幅に増加している。
また、ネパールについても、同16,341 人（31.0%）と大幅に増加している。



日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- 中国は「専門的・技術的分野の在留資格」を有する者が、約10万人で最も多い。
- ベトナムは「専門的・技術的分野の在留資格」を有する者が対前年比61.7%増加しており、同分野で最大の伸び率となっている。

（単位：人）

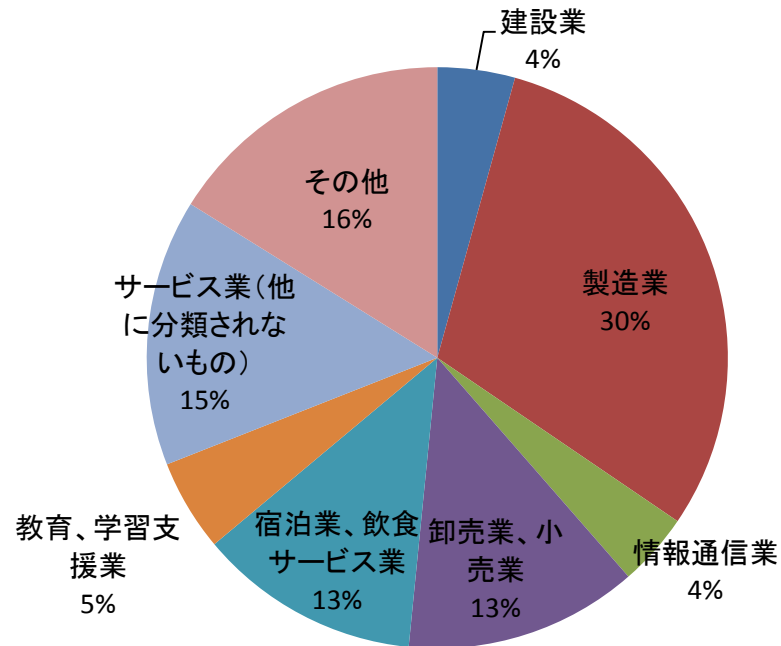
在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1, 278, 670	238, 412	459, 132	257, 788	26, 270	297, 012
中国	372, 263	95, 583	97, 207	84, 179	4, 278	91, 014
韓国	55, 926	24, 694	20, 619	110	2, 688	7, 815
フィリピン	146, 798	7, 862	108, 369	26, 163	2, 800	1, 601
ベトナム	240, 259	20, 109	10, 837	105, 540	2, 544	101, 221
ネパール	69, 111	6, 453	3, 167	361	3, 118	56, 009
ブラジル	117, 299	735	116, 279	77	22	186
ペルー	27, 695	97	27, 467	52	14	65
その他	249, 319	82, 879	75, 187	41, 306	10, 806	39, 101

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）」

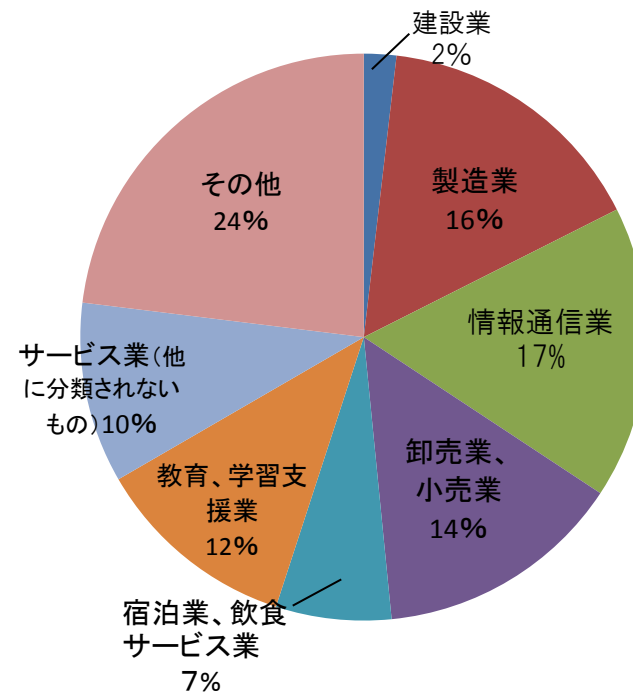
日本で就労する外国人労働者（産業別）

- 産業別の外国人労働者総数を見ると、製造業に従事する者が30%と最も多く、次いでサービス業（他に分類されないもの）が15%となっている。
- 「専門的・技術的分野の在留資格」を有する者を見ると、情報通信業に従事する者が17%と最も多く、次いで製造業が16%となっている。

産業別外国人労働者総数
【127.8万人】



就労目的で在留が認められる者
（いわゆる「専門的・技術的分野」）
【23.8万人】



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）」

都道府県別外国人労働者数

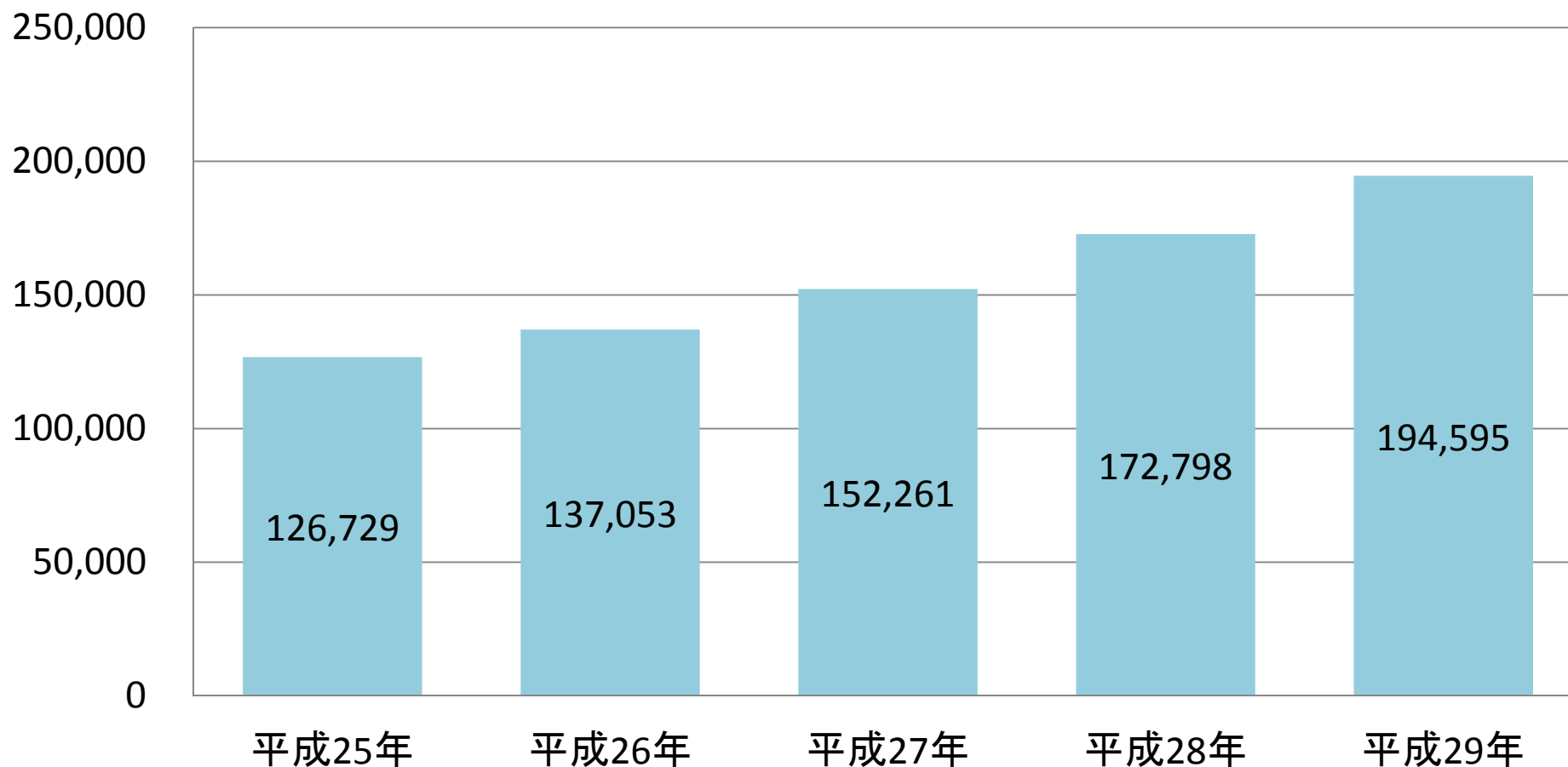
○ 東京が394,834人(全体の30.9%)、愛知が129,155人(全体の10.1%)、大阪が72,226人(全体の5.6%)となっており、3都府県で全体の約半数を占める。



外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は平成29年10月末時点で過去最高の194,595か所。
- 特に平成26年以降は毎年約2万事業所ペースで増加。

単位（事業所）

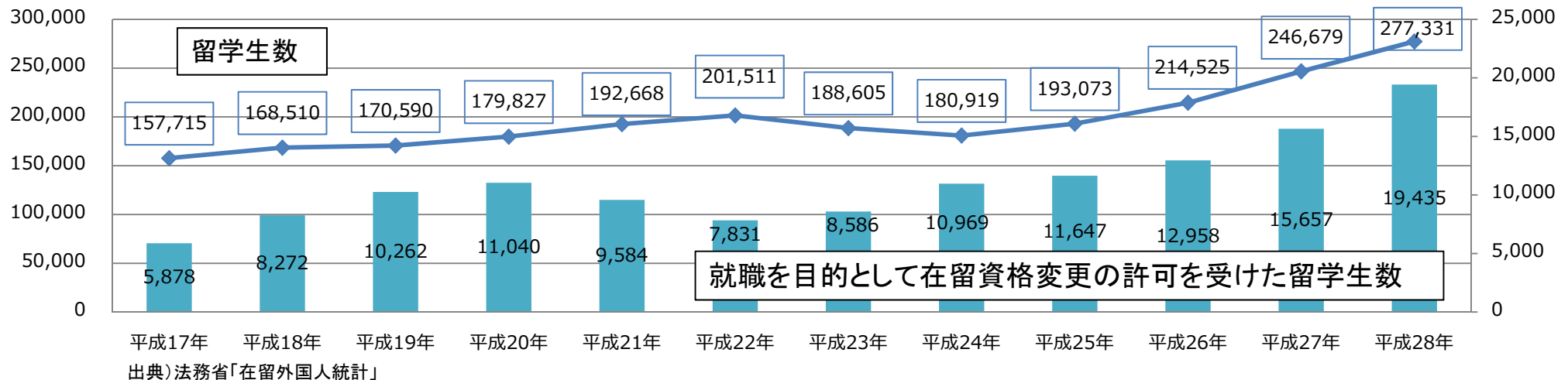


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）」

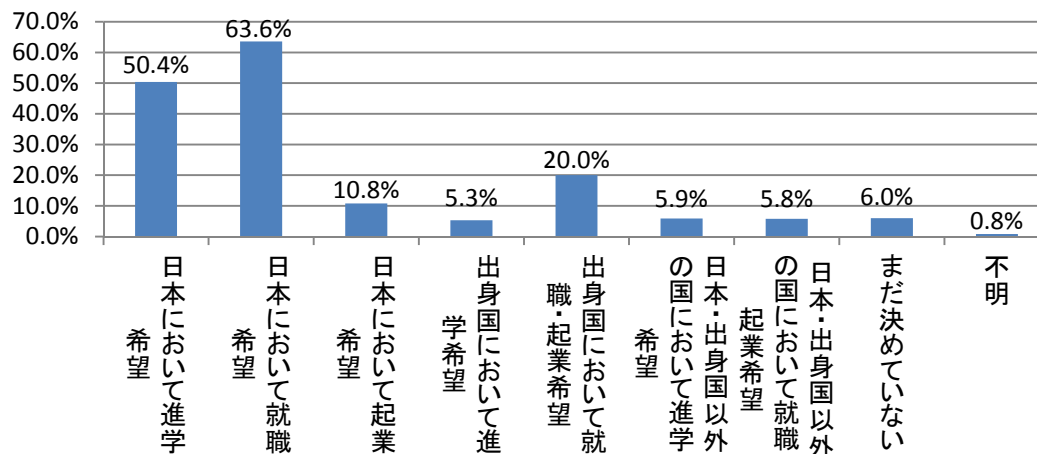
2 外国人留学生の就職の現状と支援

外国人留学生数の推移及び就職活動における課題

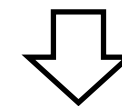
平成28年末現在の留学生の総数は27万7,331人(平成17年末現在から約1.8倍に増加)。留学生の就職も以前より増加(平成17年:約5,878人→平成28年:約19,435人で約3.3倍)。一方で、日本での就職を希望する留学生が全体の6割程度いるなかで、実際に就職できている者が3割程度であり、企業側と留学生双方の情報不足等によるミスマッチが指摘されている。



留学生卒業後の進路希望(複数回答あり)



卒業(修了)
留学生※
40,879人



日本で就職: 12,325人(30.1%)

※平成27年度中に卒業(修了)した外国人留学生

資料出所: (独)日本学生支援機構「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査概要」

資料出所: (独)日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生進路状況調査結果」

留学生の就労促進に係る主な施策

「外国人雇用サービスセンター」（外国人版ハローワーク：東京・愛知・大阪）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援の拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットを活用し、意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供するとともに、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナー（※）を設置するなど、留学生への就職支援を強化。

※留学生コーナー設置箇所（平成29年4月1日現在）北海道、宮城、埼玉、千葉（千葉、松戸）、東京、神奈川、石川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎（17箇所）

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、全国的かつきめ細かな就職支援を実施

（外セン等の求職、相談の状況（平成28年度））

新規求職者数・・・11,349件

相談件数・・・30,373件

就職件数・・・・・・1,563件

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、留学生の意識・動機付けに向けて連携

（外セン等におけるガイダンス等の実施状況（平成28年度））

ガイダンス参加学生数・・・5,886名

面接会参加学生数・・・・・・6,736名

3. 留学生インターンシップ・大学との連携

企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施（インターンシップは夏季と春季に実施）

（インターンシップ受入実施企業数（平成28年度） 72社）

（インターンシップ参加学生数（平成28年度） 140名）

4. 外国人留学生を採用する企業等に対する支援

留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施

（雇用管理アドバイザーによる相談実績（平成28年度））

事業所訪問による相談・・・・・・52事業所

外国人雇用サービスセンターでの相談・・・473事業所

留学生採用サポート事業（北海道地区のみ・委託事業）

民間事業者を通じ、①留学生の採用経験がない中小企業等を対象とした企業向けセミナー・相談会、②留学生を対象とした企業説明会・面接会、③留学生を対象とした意識啓発等の各種就職支援メニューの提供。外センから離れており面接会等の各種就職支援サービスを受けることが困難な状況となっている北海道地区においてモデル的に実施（平成28年度～）。

3 外国人雇用状況の届出制度

外国人雇用状況の届出制度

届出制度の概要

雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋
（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無
⑧雇入れ又は離職年月日 ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など

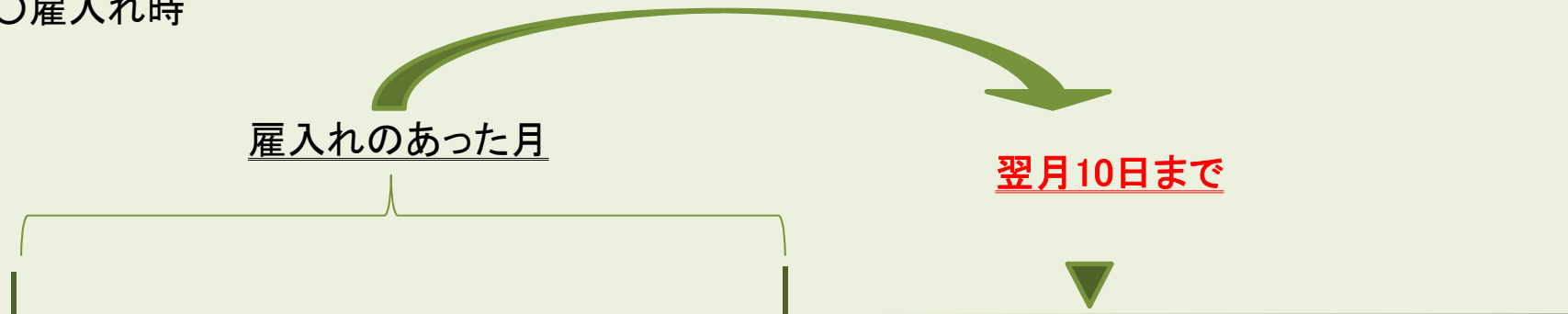
届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

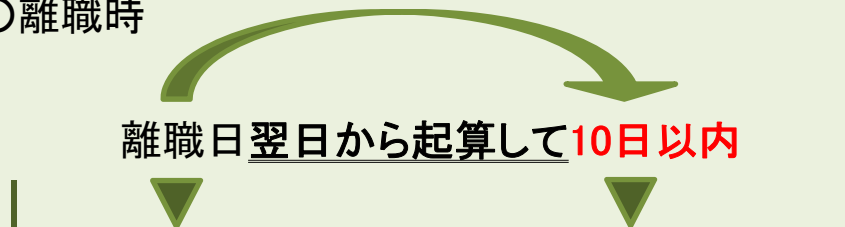
外国人雇用状況の届出の提出期限

雇用保険の被保険者となる場合（雇用対策法施行規則12条1）

○雇入れ時

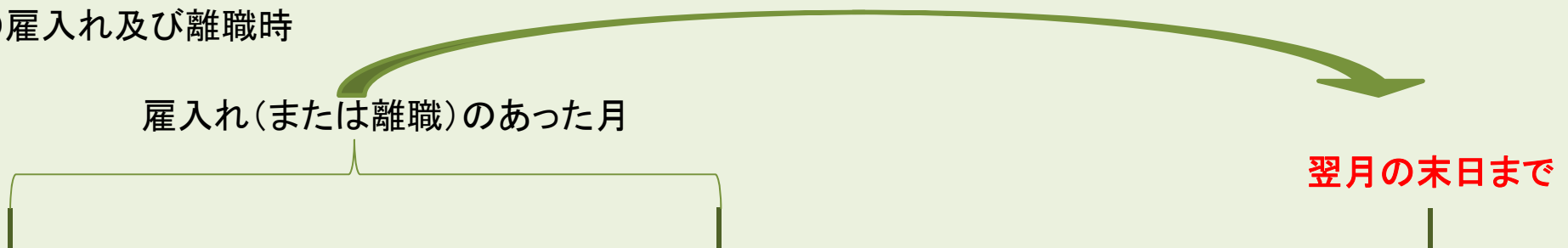


○離職時



雇用保険の被保険者とならない場合（雇用対策法施行規則12条2）

○雇入れ及び離職時



4 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

外国人指針とは

○ 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない。（雇用対策法第8条）

→事業主が適切に対処できるよう、講ずべき必要な措置について定めたもの。（平成19年厚生労働省告示第276号）

指針の主な内容

項目	主な内容（事業主が努めるべきこと）
①外国人労働者の募集および採用の適正化	・募集にあたり従事すべき業務内容、賃金、労働時間、関係法令の適用に関する事項等について明示する ・求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない ・在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する ・公平な採用選考に努める
②適正な労働条件の確保	・国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない ・主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付する ・適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券等を保管しないようにする
③安全衛生の確保	・労働災害防止のための指示を理解できるよう、必要な日本語および基本的な合図等を習得させるよう努める ・健康診断を実施する
④雇用保険、労災保険、健康保険および厚生年金保険の適用	・被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる ・厚生年金保険への加入期間が6ヶ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨説明する
⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	・多様な人材が能力発揮しやすい環境整備に努める ・教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める ・適切な宿泊の施設を確保するよう努める
⑥解雇の予防および再就職の援助	・安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める